

令和5年度決算に基づく

健全化判断比率及び資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和5年度決算に基づき算定した比率を公表します。

＜南富良野町＞

1 健全化判断比率

区 分	比 率	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%
実質公債費比率	10.8%	25.0%
将来負担比率	—	350.0%

備考

実質赤字額または連結実質赤字額がない場合は「—」を記載する。

2 資金不足比率

会 計 名	比 率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0%
公共下水道事業特別会計	—	

備考

資金不足額がない場合は「—」を記載する。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

町税と普通交付税などを合計した「標準財政規模」に占める一般会計の赤字額の割合。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

「標準財政規模」に占める一般会計と特別会計の赤字額の合計の割合。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\begin{array}{l} (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - \\ (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

「標準財政規模」から町債(借入金)を返済するための財源として普通交付税で措置された「元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を除いた額に占める一般会計が支出した「地方債の元利償還金」と特別会計が町債の返済に充てる財源として一般会計が支出した繰出金などの「準元利償還金」の合計額から町債を返済する財源に充てた公営住宅料と「元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を除いた額の割合。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}) \end{array}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

「標準財政規模」から「元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額」を除いた額に占める一般会計の地方債現在高と職員の退職手当支給予定額や振興公社の借入金の一部などの「将来負担額」からこれらの財源に充てることが可能な基金(積立金)と町債を返済する財源となる公営住宅使用料と普通交付税の収入見込額の合計額を除いた額の割合。